

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

これより、議案第101号「財産の取得について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第102号「議会改革特別委員会の設置について」を議題といたします。

ただいま議題となっております本件について提案理由の説明を求めます。

4番 宇田卓志議員。

○4番（宇田卓志議員） 提案理由を説明いたします。

「議会改革特別委員会の設置について」議案を別紙のとおり安芸市議会会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

発議者	安芸市議会議員	宇田卓志
賛成者	安芸市議会議員	藤田伸也
賛成者	安芸市議会議員	山下裕

#### 議会改革特別委員会の設置について

安芸市議会委員会条例第6条の規定により、議会改革特別委員会の設置を求めます。

- 1 目的 市議会及び議会運営の在り方について調査研究を行い、議会改革の推進を図る
- 2 名称 議会改革特別委員会
- 3 委員定数 7人
- 4 設置期限 令和8年7月31日

提案理由、令和7年第1回安芸市議会定例会（3月議会）に議案提出した「安芸市議会議員定数条例の一部を改正する条例」が3月19日に、賛成6反対7と僅差で否決されました。その後新市長の誕生や新議員の誕生など状況の変化があり、安芸市人口の減少や市民の高齢化などの新たなニーズに対応するために、議会の若返りなど適正な新陳代謝が要求され、議会自ら自己改革が要求されております。

前回の議案に反対の討論の中にも「委員会の設置」等による熟考が必要との意見もあり、また市民からのさらなる要望等あり、議員定数の適正化だけでなく、議会全体を統合的に考える、「議会改革特別委員会」の設置により深慮、検討が必要であるとの考えから、今回の設置を提案いたします。

なお委員については7名で構成し選任については条例に従い議長が会議に諮って指名し、閉

会中の継続審査を提案します。

趣旨御理解の上、御賛同お願いいたします。

○佐藤倫与議長 これより本件に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に質疑もなければ質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件については委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 別に討論もなければ討論を終結いたします。

これより、議案第102号「議会改革特別委員会の設置について」を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに、賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○佐藤倫与議長 起立少数であります。よって、本件は否決されました。

日程第5、特別委員会の継続調査の件を議題といたします。

目下、阿佐線・国道整備促進特別委員会議会、議会広報特別委員会、議会ICT化調査研究特別委員会の3特別委員会から、調査中の本件については、適切な結論を得るに至らず、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。本件は各委員長からの申し出のとおり閉会中閉会中の継続調査に付することにいたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○佐藤倫与議長 御異議なしと認めます。よって、本件は各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第6、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査の件を議題といたします。

総務文教・産業厚生各常任委員会及び議会運営委員会から所管事務につき、会議規則第111条の規定により閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。本件は各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにいたしたいと思っております。

○佐藤倫与議長 これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）